経営力向上計画の申請はこうサポートしよう

ここでは、経営力向上計画の作成方法と申請手続き・金融機関による支援のポイントを紹介します。

十六銀行
マーケット戦略チーム
課長代理　中小企業診断士
田代達生

1 〈チャートで理解する〉「経営力向上計画」活用の基本的な流れと申請手続き

金融機関の担当者として、取引先の経営力向上計画申請をサポートするには、手続きや認定・活用の流れといった知識が不可欠です。

そこで、次ページに経営力向上計画活用の基本的な流れをまとめました。以下で、その計画申請にあたって企業が行うべき準備を紹介します。

準備①工業会等による証明書の取得

固定資産税の軽減を希望する企業は、経営力向上計画申請に先立ち、機械や装置といった対象設備に関する「工業会等による証明書」（以下、証明書）が必要になります。設備メーカーに依頼して、当該設備を担当する工業会等による証明書の発行を受けます。発行には数日～2ヵ月程度かかります。事前に証明書の発行団体である工業会等に確認してもらうとよいでしょう。

また、対象設備を取得した後に経営力向上計画を申請する場合は、取得日から60日以内にその計画が受理される必要があります。設備は、中小企業等経営強化法が施行された平成28年7月1日以降に取得したものでなければなりません。

計画作成の前に事業分野別指針を見る

準備②事業分野別指針が要求する「目標とする指標・数値」「実施事項」等の確認

中小企業等経営強化法により、「基本方針」「事業分野別指針」（http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/）よりダウンロード可能）が策定されており、経営力向上計画はこれらに基づいて作成しなければなりません。

そのため、計画作成の前には、該当する事業分野（業種）を所管する省庁が策定している事業分野別指針（平成28年10月18日時点では12業種がある）を確認します。記載されている「目標指標」「実施事項」などをもとに、各企業は経営力向上のために実施する取組みを検討することになります。

事業分野別指針がない事業分野の場合は、基本方針に基づいて、経営力向上計画を作成することになります。

準備③経営力向上計画の作成

前記①と②を行ったうえで、いよいよ経営力向上計画の作成に入ります。計画作成の要領については、16～19ページで解説します。どのようなアドバイスをすればよいかも紹介していますので、押さえておきましょう。

経営力向上計画を作成・申請し認定を受けたら、各種の支援措置を受けられるようになります。

●〈チャート〉企業における経営力向上計画活用の基本的な流れ

(1)中小企業等経営強化法による支援の検討・決定（スタート）

金融機関による主なサポート
- 中小企業等経営強化法の制度内容や金融機関による経営力向上計画認定に向けた支援などの情報を提供する
- 経営力向上計画の作成に向けたアドバイスを行う

(2)経営力向上計画の申請等に向けた準備

準備①　工業会等による証明書の取得

準備②　事業分野別指針が要求する「目標とする指標・数値」「実施事項」等の確認

■平成28年10月18日時点で事業分野別指針がある業種

1	製造業	2	卸・小売業	3	外食・中食産業
4	旅館業	5	医療分野	6	保育分野
7	介護分野	8	障害福祉分野	9	貨物自動車運送事業
10	船舶事業	11	自動車整備業	12	建設業

準備③　経営力向上計画の作成

※ 金融支援を希望する場合は関係機関に相談することも重要

金融機関による主なサポート
- 準備①～③の手順と必要な実務、留意点などをアドバイスする
- 経営力向上計画の作成方法・ツールや作成の際の留意点などをアドバイスする

(3)経営力向上計画の申請

申請は各事業分野の主務大臣宛てに行う。提出先は事業分野によって異なり、提出方法は所定の窓口への提出または郵送。経済産業省が提出先の場合は電子申請が可能

主な提出書類
①申請書（原本）、②申請書（写し）、③チェックシート、④返信用封筒など。その他工業会等による証明書等、経営力向上設備等の要件を満たすことを示す書類（原本）など

(4)経営力向上計画の認定

- 書類に不備がなく、認定の要件を満たしていた場合、所管の省庁から認定を受ける。その際、計画認定書と申請書（写し）が交付される
- 申請してから認定まで30日（標準処理期間）程度かかる（事業分野が複数の省庁の所管にまたがる場合、45日程度）。電子申請については、申請書に不備がない場合、受理から概ね25日以内（複数の省庁の所管にまたがる場合は40日以内）に認定される

(5)固定資産税の軽減措置や金融支援の活用

- 固定資産税の軽減措置を活用する場合、申告の際に納税書類とともに計画認定書の写し、計画申請書の写し、工業会等による証明書の写しなどを揃え、各自治体に提出する
- 所管の機関に公的な保証や公的な融資などを申し込む

金融機関による主なサポート
- 認定後の固定資産税軽減の申請手続きや金融支援の手続きなどの質問に対応する
- 経営力向上計画の実施に伴う資金調達の相談に対応する
- 経営力向上が実現するまで継続的に様々な支援を行う

(6)経営力強化の実現（ゴール）